

事業者の皆様

豊島区保健福祉部福祉総務課

特定施設入居者生活介護の指定に関する区の意見書の取扱いについて

豊島区では、高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画（以下、「区計画」という。）の計画期間（令和 3～5 年度）において、東京都の「特定施設入居者生活介護事業者の指定申請に係る事前相談取扱要領」に基づく事前相談があった場合の東京都へ対する意見書の提出について、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1. 区から事業者に対する要望事項について

豊島区では、事業者に対して以下事項を要望します。事前相談計画書（添付書類含む一式。以下「計画書」という。）の提出に際し、区からの要望に対する意向を確認するため、別紙 1 を併せて提出していただきます。なお、回答内容が意見書に影響を与えるものではありません。

(ア) 豊島区民の利用についての配慮

(イ) 地域住民との交流機会の確保

(ウ) 地域住民との交流の場及び災害時における避難場所等としての活用

(エ) 災害時における地域との連携

2. 区計画で定める整備目標について

(ア) 計画書の定員数が、区計画で定める「介護付有料老人ホームの定員数」の目標値の範囲内であれば、**指定を認める意見書**を提出します。

(参考) 豊島区高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画より

事業指標	現状 (R3.4)	目標
介護付有料老人ホームの定員数	326 人	626 人

(イ) 区計画で定める「介護付有料老人ホームの定員数」の目標値に達した場合は、それ以降の事前相談について**指定を認めない意見書**を提出します。

(ウ) 計画書の定員数をもって、上記 (ア) の目標値を超える場合には、当該計画書の定員数や開設時期に基づき、サービス見込と実績の状況、次期計画の検討状況等を踏まえ、指定を認めるか否かを総合的に判断することとします。

3. 事前相談の受付方法について

(ア) 区での事前相談は窓口にて行います。(郵送不可)

(イ) 事前相談の予約は電話のみで受け付けます。

(ウ) 区が計画書及び別紙 1 を収受した日時が早い計画から順に上記 2.に基づき意見書を取り扱います。

【問い合わせ】

豊島区保健福祉部福祉総務課施設整備グループ

電話：03-4566-2423（直通）